

仙台市福祉施設等物価高騰対策事業補助金Q&A（障害福祉施設分）

令和7年1月10日現在

番号	項目	質問	回答
1	共通	利用者に食事を提供していないが、当該補助金は対象となるか。	光熱費等分のみ対象となりますので、光熱費等分のみ補助単価で申請ください
2	共通	補助金はどのように使えばよいか？	光熱費等分は光熱費等に食材料費分は食材料費(おやつ等含む) にそれぞれ充てる必要があり、その他の用途には使用できません。
3	共通	利用者から徴収する光熱費や食材料費を値上しているが補助の対象になるか？	利用者への値上げの有無は補助の申請において問いませんが、上記のとおり補助金は光熱費等および食材料費にしか使用できないためご注意ください。
4	共通	11月以降に定員の増減がある場合はどうすればよいか？	11月以降に定員の増減がある場合でも11月1日時点の定員に応じて算定します。
5	共通	令和6年度年央の新規施設等の場合、食材料費単価に乗じる稼働率はどのように計算すれば良いか。	R6.4～9月に開所した施設等については、開所した月以降の稼働率を乗じてください。 R6.10月以降に開所した施設等については、稼働率を90%として食材料費単価に乗じてください（別紙「福祉施設等物価高騰対策事業補助金計算様式」の（1）③に90%を入力してください）。
6	共通	申請日時点で廃止している事業所は対象になるか？	申請日時点で廃止している事業所は対象になりません。
7	共通	申請日以降に廃止した事業所は対象になるか？	対象になりますが、事業を実施した月数に応じた補助額となります。

番号	項目	質問	回答
8	共通	申請時に添付する「福祉施設等物価高騰対策事業補助金計算様式」はどのシートを使用すればよいか？	<p>以下のとおりです。</p> <p>入所施設（以下のいずれにも当てはまらない場合）：別紙①</p> <p>通所施設（以下のいずれにも当てはまらない場合）：別紙②</p> <p>通所施設（障害者支援施設と一体的に行われる生活介護（就労Bを行わない場合）、宿泊型自立訓練と一体的に行われる生活訓練、）：別紙③</p> <p>通所施設（障害者支援施設と一体的に行われる生活介護（就労Bも行う場合）：別紙④</p> <p>入所施設（食材料費のみを申請する施設（例）指定管理施設、空床型短期入所、療養介護と一体的に行われる障害児入所施設など）：別紙⑤</p> <p>通所施設：（食材料費のみを申請する施設（例）指定管理施設、障害者支援施設と一体的に行なわれる就労B、入所施設等の開所時間内に行っている日中一時支援、放課後等デイサービスと一体的に行われる児童発達支援など）：別紙⑥</p> <p>訪問系サービス：別紙⑦</p> <p>※食事を提供していない通所施設においては上記各別紙において記載要領をもとに記載ください。</p>
9	共通	令和4・5年度の食材料費負担軽減事業では、実績報告の際に食事を提供した対象人数を集計し、実績の人数により追給・戻入の手続きをしていたが、令和6年度の物価高騰対策事業でも必要になるのか。	令和6年度の物価高騰対策事業では、交付申請時にR6.4～9月の延べ利用者数を集計していただければ、実績報告の際に改めて利用者数を集計する必要はございません。また、稼働率により食材料費の補助金を計算しているため、基本的には追給・戻入の手続きはございません。
10	共通	食事を提供する予定で食事を作っていたが、利用者が体調を崩し摂取できなかった（休んでしまった）場合、対象者の人数に含めて良いか。	対象者の人数に含めて問題ありません。
11	共通	居住地特例等により、仙台市外支給決定の利用者がいるが、対象者の人数に含めて良いか。	対象者の人数に含めて問題ありません。
12	共通	利用者の中に、経管栄養等の理由により食事の提供をしていない利用者があるが、対象者の人数に含めて良いか。	食事提供を行っていないため、対象者の人数に含むことはできません。
13	共通	全員に食事を提供しない日（例えば毎週土曜日）を開所日数から除いてよいか。	食事の提供を問わず、開所している日は開所日数に含まれます。（平均的な開所日数をもとに助成単価が定まっているため）
14	共通	当該補助金の交付を受けた期間の光熱費等や食材料費の領収書等は仙台市に提出する必要があるか。	領収書等を提出する必要はありませんが、当該補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しなくてはならず、仙台市から連絡があった場合はすぐに確認できるようにしておく必要があります。

番号	項目	質問	回答
15	共通	期間中に光熱費等や食材料費に要した領収書を紛失した場合はどうすればよいか。	領収書は提出いただきませんが、補助金の受領のために保管が必要な書類ですので、領収書がそろっている月の分のみを申請ください。
16	共通	申請者は管理者で良いか。	申請者は運営法人の代表者をお願いします。
17	共通	申請は法人ごとか。	サービスごとに提出ください。なお、複数のサービスが一体的に実施されている場合の算定方法については要綱を確認の上、対応する別紙「福祉施設等物価高騰対策事業補助金計算様式」を用いて算定してください。
16	短期入所	短期入所におけるのべ利用者数の計算はどのようにすればよいか。	短期入所においては食事提供数に関わらず、1泊を1として計算してください。例えば1泊2日で利用された場合は1として計算します。ただし、1泊2日のうち2日間とも食事提供が全くないなど期間を通して食事提供を行っていない場合は泊数に関わらず利用者数に含めないでください。
26	訪問サービス	補助金額はどのように計算すればよいか。	補助単価5,400円に、利用者宅等の訪問等に使用している車の台数（従業員から借り上げしている車も含む）又はR6.11.1～30の勤務実績による常勤換算数を比べ少ないほうの数を乗じた額が補助金額になります。別紙「福祉施設等物価高騰対策事業補助金計算様式」に必要事項を入力し補助金額を算出のうえ、交付申請書とあわせてご提出ください。
27	訪問サービス	利用者宅等の訪問等に係るガソリン代等について、従業員に実費負担させている場合、当該補助金の対象となるか。	当該補助金は、福祉施設等に対するものなので対象になりません。通常の福祉サービスを提供した分の給与とは別でガソリン代等を支給している場合や、時給等に上乗せしてガソリン代等を支給している場合には補助の対象になります。
28	訪問サービス	併設の施設等と訪問等に使用する車を共有で使用しているが、車の台数を重複して計上して良いか。	重複して計上することは出来ませんので、1つの施設等（台数により複数の施設等）にのみ台数として計上してください。
29	訪問サービス	高齢者福祉施設等の訪問サービスと障害者福祉施設等の訪問サービスの両方のサービスを提供している場合、常勤換算数はどのように計算すればよいか。	高齢者福祉施設等の訪問サービス（訪問介護）と障害者福祉施設等の訪問サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護）の両方のサービスを提供している施設等については、施設等単位で提供時間数の多いサービス側に時間数を計上し、常勤換算数を算出してください。重複することはできませんのでご注意ください。 例. 介護：750時間/月 障害：500時間/月 →1,250時間を介護で計上し、常勤換算数を算出。 申請についても、障害者支援課には申請せず、介護事業支援課にのみご申請ください。
30	訪問サービス	訪問サービスにおける補助対象経費は何か。	利用者宅の訪問等に係るガソリン購入に要した費用のみ補助対象経費になります。